

令和8年1月

茅野商工会議所
会員事業者 各位

茅野市 都市計画課長

茅野市「空き家管理事業者登録・紹介制度」への登録のご案内

茅野市では、増加する空き家の適正管理を推進するため、「空き家管理事業者登録・紹介制度」を実施しています。

本制度は、空き家の見回り、清掃、庭木の剪定など、所有者に代わって管理を行う事業者を市が登録し、空き家所有者からの相談に応じて紹介する取組で、登録事業者名簿を、市ホームページに掲載するとともに、窓口等で配布しています。

現在、より多様なニーズに対応できるよう、登録事業者の拡大を進めています。

地域の事業者の皆さんには、ぜひ本制度へのご登録をご検討いただきたく、以下のとおりご案内申し上げます。

【登録のメリット】

- ・ 市を通じた紹介機会の増加
- ・ 新たな業務分野への参入による事業拡大の可能性
- ・ 地域の空き家対策への貢献

【登録対象となる事業者】

外観調査、家屋の通風、水道の通水、雨漏りの確認、家屋内の清掃、庭木の剪定、除草、敷地内の清掃等、空き家を適正に管理するために必要な業務を行える事業者。

登録要件につきましては、市ホームページ「空き家管理事業者登録・紹介制度のご案内」内「空き家管理事業者の登録要件」欄をご確認ください。

URL : <https://www.city.chino.lg.jp/site/akiya/akiya-kanri.html>



【登録方法】

市ホームページから申請書をダウンロードいただき、茅野市役所都市計画課住宅係までお問い合わせください。

地域の空き家対策は、行政と地域事業者の皆さまとの連携が不可欠です。ぜひ本制度にご参加いただき、地域の安心・安全な環境づくりにご協力を願いいたします。

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目6番1号
茅野市役所 都市建設部 都市計画課 住宅係

担当：五味・平林

TEL：0266-72-2101（内線538） FAX：0266-82-0237

メ・ル：toshikeikaku@city.chino.lg.jp

茅野市空き家管理事業者登録・紹介制度のご案内



こんなお悩み
ありませんか？



- 実家を相続したが空き家になっている。どうすればいい？
- 遠方に住んでいるため管理に行くのが大変。
- 高齢になり庭の草刈りや手入れができなくなった。誰かに依頼したい。
- 長期入院や施設入居で家や庭のお手入れができない・・・
- 長年暮らした愛着ある家なので、誰かに利活用してもらいたい。

茅野市では、こういったお悩みをお持ちの所有者様に、空き家の管理に係る業務を行う事業者の情報提供を行っております。茅野市に登録された管理事業者の名簿一覧を茅野市ホームページにて公開しています。ご自身での管理が難しい場合は、管理事業者に依頼することもひとつの選択肢です。

空き家の主な管理業務

- ①外観の点検
- ②家屋の通風
- ③水道の通水
- ④敷地内・家屋の清掃
- ⑤雨漏りの確認
- ⑥庭木の剪定
- ⑦除草（庭等の草取り）
- ⑧家財の処分

料金や管理業務の内容については、管理事業者ごとに違いますので、管理事業者名簿や各管理事業者のパンフレット等をご覧ください。依頼内容につきましては、管理事業者と協議し、決定してください。

空き家管理の内容は、事業者によって異なりますので、複数の事業者に管理内容の確認をすることをお勧めします。

空き家管理事業者登録名簿は
こちらのQRコードから！！



空き家管理に係る業務を行う事業者又はまちづくり団体等の方

空き家管理事業者の登録を受けることができる事業者。

次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

▷事業所（登記簿上の本店又は支店をいう。）が市内に所在すること。

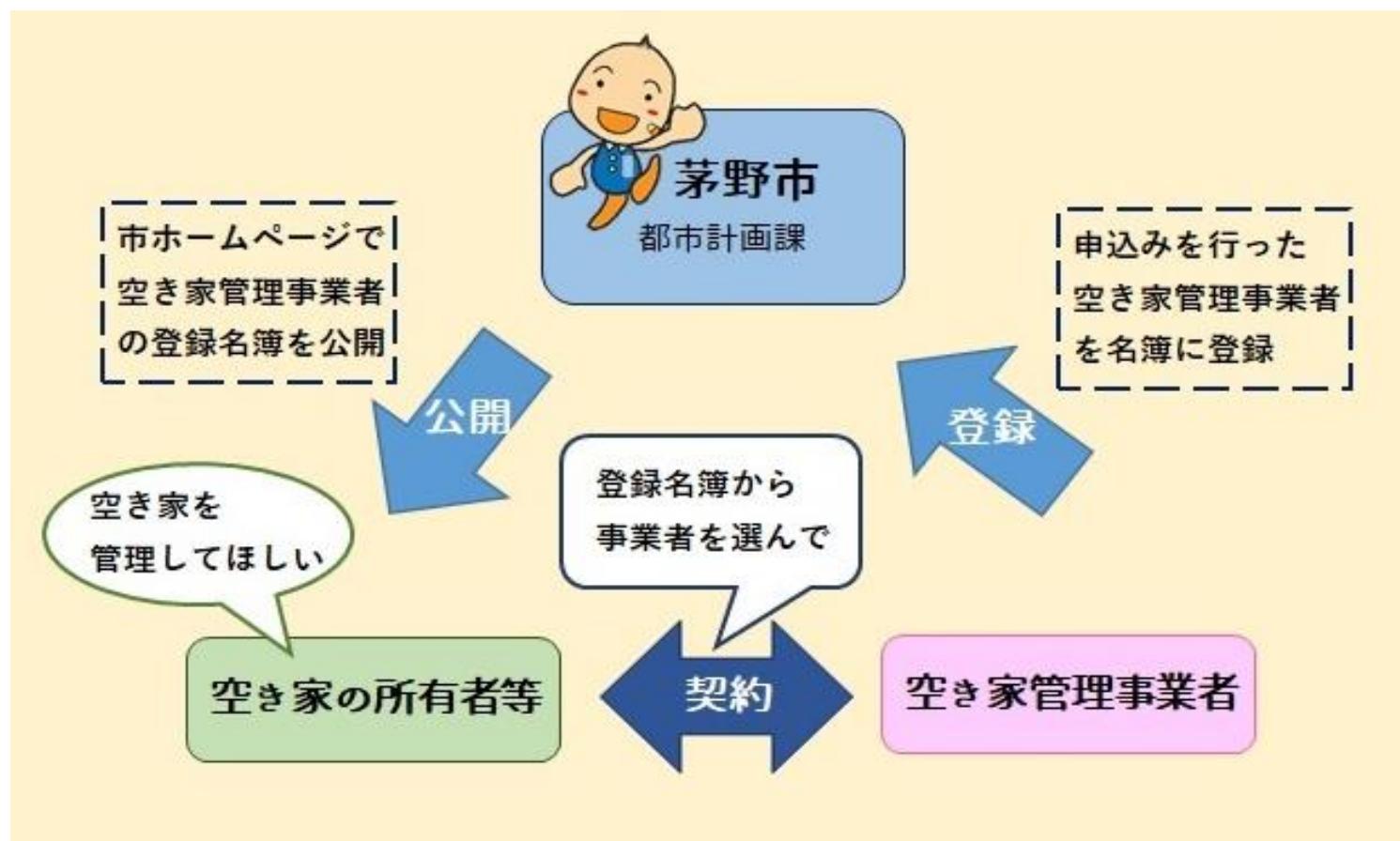
▷構成員に暴力団員がいないこと。

▷自らが行う空き家管理業務について、パンフレット、ホームページ等で広報を行うことができるこ

▷空き家管理業務の報告を所有者等へ行うこと。

▷空き家管理業務として家財の処分を行う事業者にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可又は古物営業法第3条の規定による許可を受けている者であること。（ただし古物商の許可のみを受けている者にあっては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者と一般廃棄物となる家財の収集及び運搬について委託契約を締結している者であること。）

空き家管理事業者の登録を希望される市内の事業者又はまちづくり団体等の方は、都市計画課住宅係窓口または、茅野市ホームページに様式がありますので、必要書類を添付の上、都市計画課住宅係へご提出ください。



空き家管理事業者の契約内容（金額や業務内容等）については、市は一切関与せず、空き家管理事業者と空き家所有者等の両者で決定し、実施していただきます。

お問合せ先 都市計画課 住宅係 TEL 0266-72-2101（内線538）
〒391-8501 茅野市塚原二丁目6番1号 HP:<https://www.city.chino.lg.jp>

茅野市空き家管理事業者登録名簿（令和8年1月1日現在）

※掲載は管理事業者登録順

登録番号	事業者名 所在地	電話番号 Eメール	ホームページ	業務内容								業務実施対象区域
				外観の調査	家屋の通風	水道の通水	敷地内(家屋)の清掃	雨漏りの確認	庭木の剪定	除草	家財の処分	
1	有限会社 信濃環境衛生舎 茅野市湖東6188-2	電話番号 : 0266-77-2282 ファックス : 0266-77-2119 Eメール info@risaikuru.co.jp	http://risaikuru.co.jp/	○	○	○	○	○	○	○	○	市内全域
3	有限会社 長野興産 茅野市塚原2-5-30	電話番号 : 0266-73-1728 ファックス : 0266-75-1729 Eメール nkousan731728@gmail.com	https://www.nagano-kousan.com/								○	市内全域
4	公益財団法人 茅野広域シルバー人材センター 茅野市塚原2-5-45	電話番号 : 0266-73-0224 ファックス : 0266-73-0227 Eメール chino-k@sjc.ne.jp	https://webc.sjc.ne.jp/chino/index	○								市内全域
5	思い出整理 くぅちゃん 茅野市北山2507	電話番号 : 090-4546-8868 ファックス : Eメール kuchan20201028@gmail.com	https://www.kuchan1028.com/				○					市内全域
6	株式会社 リード環境 茅野市宮川4722	電話番号 : 080-4474-2717 ファックス : 0266-78-3394 Eメール leadkankyo@gmail.com	https://lead.pinoko.jp/	○	○	○	○	○	○	○		市内全域
7	iホーム 茅野市本町東12-12	電話番号 : 0266-73-2377 ファックス : 0266-78-9992 Eメール : formmadoguchi2@hyper.ocn.ne.jp	https://reformmadoguchi.jp/	○	○	○	○	○	○	○		市内全域

登録番号	事業者名 所在地	電話番号 Eメール	ホームページ	業務内容								業務実施対象区域
				外観の調査	家屋の通風	水道の通水	敷地内(家屋)の清掃	雨漏りの確認	庭木の剪定	除草	家財の処分	
8	株式会社 八十二長野銀行 茅野支店 茅野市塚原2-5-12	電話番号 : 0266-72-6582 ファックス : 0266-73-2282	https://bank.82group.jp						○	○	○	市内全域
		Eメール 82life-chino@bank.82group.jp		庭木の剪定、空き家の解体、家財処分等に係る八十二長野銀行のパートナー企業を紹介 ※八十二長野銀行に預金口座をお持ちの方								
9		電話番号										
		Eメール										
10		電話番号										
		Eメール										
11		電話番号										
		Eメール										
12		電話番号										
		Eメール										
14		電話番号										
		Eメール										

【注意事項】

- ・本名簿は情報提供であり、事業者の決定は所有者で行ってください。茅野市が事業者の斡旋・指定等するものではありません。
- ・空き家管理業務の内容及び費用については事業者によって異なりますので、各事業者に直接お問い合わせください。
- ・家財の処分は、事業者によっては、自社で家財処分を行う場合と自社以外の処分業者へ紹介・斡旋を行う場合があります。
- ・発注者と登録事業者との契約については、茅野市は一切関与いたしません。
- ・契約等に関する一切の紛争等については、当事者間で解決してください。